

適格消費者団体
消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳様
担当 袋井様

株式会社AIZEN
代表取締役
奈良市上三条
村田ビル5F

再申し入れに対するご回答

1 結論

弊社は、今後、結婚相談紹介サービス体験の広告において、「0円婚活」との表示を使用しません。

2 理由

(1) ガイドライン違反のご主張について

貴団体はガイドライン違反を根拠に「0円婚活」との表示は違法であると主張をされます。

一般に公取委のガイドラインは通達に過ぎず司法上の判断に直接影響を与えるものではないものの、事実上判断の参考資料とされるものであることは事実です。

しかし、貴団体が主張の根拠とされている「見にくい表示に関する実態調査報告書一打ち消し表示のあり方を中心に」は、題名からも分かるように、単なる実態調査報告書に過ぎず、景表法に関する運用指針を示したものではありません（消費者庁HPにおいても、同報告書は、景表法のガイドライン、運用基準等として挙げられておりません）。

さらに、貴団体が引用される同報告書の記載内容も、公正取引委員会事務総局が考える「望ましい打ち消し表示」の内容に過ぎず、景表法4条1項2号、特商法43条違反か否かの要件を示したものではありません。

よって、同報告書の記載を根拠に「0円婚活」との表示は違法であるとするご主張はおよそ根拠を欠くものであると言わざるを得ません。

なお、前回添付させていただいた広告資料（平成26年11月14日 ウーマンライフ）における表示方法は、概ね同報告書の要件にも合致していると考えております。

(2) 「0円婚活」の表記について

弊社との見解の相違があるようですが、弊社は「婚活」とはお見合いのみならず、「お見合いに至るまでのプロフィールカードの文面への添削、お写真のヘアメイク・服装などのアドバイス、お見合い了承がいただけるようなバランスを考慮したお相手探し、お申し込まれの郵送、カウンセラーによるお相手様のご推薦のカラープロフィールでの郵送、ご自身の心構え、お見合いの日程の調整、当日のスタッフによるお引きあわせ」までの総てが婚活であり、そのすべてが婚活成功のための重要な要素であると考えております。

そのため、初回のお見合いが決定するまでの活動を全て無料で行えることをもって、「0円婚活」と表記することは決して消費者の方に「著しく有利」との誤認与えるものではないと考えております。

(3) 弊社の考え

弊社は、適切な方法であれば「0円婚活」との表示を使用しても、景表法4条1項2号及び特商法43条に違反するものではないと考えております。

しかしながらこの度、弊社は、経営上の方針から今後結婚相談紹介サービス体験の広告において「0円婚活」との表示を行わないとの判断を行いました。

そこで、貴団体の再々申し入れに対しましても、前項のようなご回答をさせていただきます。